

寿都湾

☼ 議会だより

No. 190 令和3年8月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

令和3年 第2回定例会

令和3年第2回定例会は
6月17日招集され、町長の
行政報告の後、報告2件、
意見案1件、単行議案1件、
補正予算2件を審議し、一
般質問を行い同日閉会しま
した。

行政報告



片岡春雄 町長

しましたので、その概数を
報告いたします。

■一般会計

○歳入

64億1千62万5千円

○歳出

63億5千218万1千円

○差引額

5千844万4千円

■特別会計

●国民健康保険事業特別会計

○歳入

3億3千250万9千円

○歳出

3億2千38万8千円

○差引額及び実質収支額

1千212万1千円

●後期高齢者医療特別会計

○歳入

5千271万2千円

○歳出

5千247万1千円

○差引額及び実質収支額

24万1千円

※次ページへつづく



7月16日に行われた寿都保育園の遠足。

●介護保険事業特別会計

○歳入
4億2千785万6千円

○歳出
4億1千522万1千円

○差引額及び実質収支額
1千263万5千円

●簡易水道事業特別会計

○歳入
1億8千29万3千円

○歳出
1億7千363万2千円

○差引額及び実質収支額
666万1千円

●公共下水道事業特別会計

○歳入
1億9千730万6千円

○歳出
1億9千199万2千円

○差引額及び実質収支額
531万4千円

■公営企業会計

●風力発電事業会計

○収益的収支収入
6億4千789万5千円

○収益的収支支出
4億1千773万9千円

○実質収支額
2億3千15万6千円

○資本的収支収入
2千980万円

○資本的収支支出
1億9千361万3千円

○実質収支額
1億6千381万3千円

以上の各会計の決算については、係数整理の上、監査委員の意見を付して議会に提出いたします。

審議した案件

報告

◆令和2年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

令和2年度事業のうち次の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越しを行ったもの。

（第213条1歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支

【光ファイバ整備事業】

光ファイバ整備事業は、令和2年度予算額9千886万9千円を全額、令和3年度へ繰り越したことの報告です。

【新型コロナウイルスワクチン接種事業】

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和2年度予算額36万5千円を全額、令和3年度へ繰り越したことの報告です。

【地域応援券発行事業】

地域応援券発行事業は、令和2年度予算額1千560万円のうち、860万円を令和3年度へ繰り越したことの報告です。



◆株式会社寿都振興公社第33期経営状況報告

国内経済の情勢、そして新型コロナウイルス感染症により、経済活動の停滞により世界経済に甚大な影響が及んでおり、ゆべつのゆにおいても、感染拡大防止に努めながら営業を行うこととしています。

また、ゆべつのゆの入館状況では、令和2年度は8

万6千人で、前年度10万7千人と比較して2万人の減少となりましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により4月後半から5月下旬まで休館を余儀なくされ、宣言が解除された後においてもコロナ禍の影響が続いたことによるものです。

主だった動きとして、営業時間を9月より前後30分、合計60分短縮し、経費節減による経営の効率化と、スタッフが安心して働くことができる職場環境の改善を図ってまいりました。また、寿都町の新たな産品である「風のバジル」を活用したバジル湯を開始し、美容と健康・免疫力アップなど健康増進メリットを積極的にアピールし、さらに2年目となるゲストハウスの運営につきましても、利便性と清潔感が保たれ、リピーターが増加傾向にあります。

振興公社全体運営に係る経常利益については14万5千円の決算額となつていますが、前年実績に対して経常利益が149万3千円の減額となった主な要因は、入館者数の減により入館料及び売店の売上減少によるものといった事業報告となつています。

法人の概要ですが、資本状況については、これまで同様、株の口数及び資本金の変動はありません。また、振興公社の主な事業につきましては、公の施設の管理・運営を中心に業務を行っており、町からの財政的な関与状況としては、受託業務としてゆべつのゆ・活性化センター・弁慶岬トイレ・青少年研修会館で、令和2年度の委託料は、2千590万9千円、令和3年度については、2千309万1千円となっております。

売店売上げについては、2千301万6千円で前年対比166万3千円の減、入館料等収入については、3千261万4千円で前年対比767万8千円の減であり、入館者の減によるものです。

振興公社全体の決算状況については、収入の純売上で、温泉の大きくは2部門の売上及び受託料収入などで7千918万5千円、営業外収益は、雑収入としてバス乗車証発行手数料等と、その他収入を合わせ348万1千円で、収入の合計は8千266万6千円となります。支出では、売上原価として仕入及び期首の在庫か

ら期末在庫を差引いた棚卸資産を含め1千848万9千円、販売費及び一般管理費で、6千403万2千円となり、支出の合計は8千252万1千円となります。

収入から支出を差引くと、14万5千円が経常利益となり、この当期利益に前期繰越利益を加えると、188万1千円が次期繰越利益となるものです。

第34期の事業計画では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底に努め、引き続き利用者の拡大と健全運営を図るとともに、町の観光施策と有機的に連携し、顧客満足度を高める取り組みとして、館内アンケートにより利用者の意見による対策と改善のほか、スタッフの迅速丁寧な対応



や品揃えなどサービスの向上に努めることとしております。

収益としては、8千173万3千円を、費用としては、同額の8千173万3千円を見込んでおり、経営計画では、町からの支援措置等により、収支バランスを維持する計画となります。

振興公社については、適正な管理・運営を担うための環境づくりを、町としても連携協力し、健全な運営体制に向け推進してまいりたいと考えております。

意見案

令和3年第2回定例会では、意見書1件を審議しました。

◆保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書……………否決
(賛成2：反対6)

単行議案

◆裁判所中学校通り線改修工事請負契約……………原案可決
(賛成7：反対0)

令和3年6月11日仮契約に付した、裁判所中学校通り線改修工事請負契約を締結するために議決したものを

です。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

1億1千330万円

・契約の相手方

寿都郡寿都町字

開進町115番地2

株式会社 石澤組

代表取締役 石澤洋之

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算(第2号)……………原案可決
(賛成8：反対0)

予算総額に7千553万3千円を追加し、総額を55億8千723万3千円としました。

●補正の主なもの

・総務費(緊急経済対策支援事業委託料ほか)

7千402万9千円増

・民生費(子育て世帯生活支援特別給付金ほか)

150万4千円増

◆寿都町公共下水道事業会計補正予算(第1号)……………原案可決
(賛成8：反対0)

●資本的支出

・建設改良費(合併処理浄化槽施設整備)

350万円の増額

ここが聞きたい

一般質問

第2回定例会での一般質問では3名の方から6項目について質問がありました。

越前谷由樹 議員

行政
寿都の未来への責任



質問

私は、寿都の未来への責任と題して片岡町長に質問します。

冒頭、10年後の未来という絵本を町長はじめ議員の皆様にお配りしておりますが、その一部分7ページ目から朗読させていただき、質問に入らせていただきます。

10年後の未来、今、伝えたいこと…その1。文、新川文、絵・構成、上田茂・幸子。

現在、日本は新型コロナウイルスによるパンデミックが起きている渦中にありますが、

「この状況下で一人の町長が注目を集めました。彼

工場がある黒松内町。皆さんが想像するように、この地域は、海、川、森といった自然によって支えられているのです。もし寿都町が核のゴミを受け入れてしまったら、寿都町だけでなく近隣町村も影響を受けるでしょう。たとえば、それが原因で環境汚染が引き起こるかもしれないし、主要産業が風評被害に合うかもしれない。現在、私は高校に通うために小樽に住んでいます。私の故郷でもある黒松内町は寿都町の隣町です。私たちは自然を宝物のように思っているし、誇りを持っています。多くの花が春、一斉に花を咲かせる場所。夏、子どもたちが遊び回り、多様な魚が棲む川。私が、かつて友達と秘密基地を創った多くの動植物が棲む森。私は、そのゴミにこれら全ての思い出や宝物を壊されてしまうかもしれないということが怖くてたまりません。私は、町民が他の町へ引越さなければならなくなること、私の家族や友達が家を失うこと、私自身の故郷を失う可能性があります。これを心配しています。私たちは、私たち自身で未来を守っていくべきです。なぜ、町長はそんな危険なものを受け入れようとしているのでしょうか？

彼は、政府からの交付金を使って危機的状況にある財政を建て直したいと話しています。観光業がコロナの影響で制限されてしまい、彼はその状況を変えなければならなかったのです。一方で、多くの住民が彼の考えに反対しています。過去に鹿児島県大隅町、佐賀県玄海町、高知県東洋町で同じ事例がありました。住民らの反対によって全て失敗に終わっています。日本には、1万9千トンの使用済み燃料がありますが、処理施設は、未だ建設されていません。この状況は「トイレなきマンション」と呼ばれています。私たちは今、何をすべきなのでしょう？まず最初に原発について話し合うべきだと思います。原発はCO2(二酸化炭素)を排出しないことから環境に優しいと考えられていましたが、核のゴミを生み出す常態が起った時に人や私たちの生活の場を傷つけ壊す可能性が あるもの。私たちが環境について話し合うべきです。未来の子どもたちにこの素晴らしい自然を残していくために。」

※絵本から抜粋しているため公用文

の漢字使用とは異なりまず

皆さん、どうか目を閉じてみてください。ふるさとの思い出の風景が浮かんできませんか。私たちは、日常の生活を通していかにふるさとの未来に思いを馳せ、責任を持たなければならぬと思います。

それでは、町長への質問に入らせていただきます。

先日、青森県六ヶ所村の核燃料サイクル施設群がテレビで映し出されていました。30年以上前になるのか、自然の景色に覆われた村が、今は核のごみ再処理のための工場が立ち並ぶ地域に変わっています。

私が生まれ育ったふるさと寿都、自然の美しい景色に恵まれ、真青な海、沖へ向う漁船、忙しく稼働している加工場、そして、私が住んでいる所は、トラクターの畑を耕す音、これらの日常の生活の営みが、今の寿都の姿であり、これは永遠に続いていくものです。

いや、永遠に続けていかなければならないと思います。それが、テレビに出ていた六ヶ所村のような核燃料サイクル施設群に覆われることを想像するなら、寿都の未来を愁うらざるを得

ないのであります。寿都を核のごみのまちにしている

らない。子々孫々に至るまで、このすばらしい自然環境に恵まれた街並み、先人たちが築き上げた産業、寿都生まれのブランドを大切に未来へ守り、引き継いでいかなければなりません。

そして、核のごみという寿都の街の上空に渦巻いている日々の憂うつを取り除き、平穏な日常の生業（なりわい）、生活を取り戻さなければなりません。

町長は、町の町民の代表として寿都の未来への責任があります。寿都の子ども

の未来と10億円、あるいは90億の選択、町長は、お金（交付金）を選びました。

そこで、町長にお聞きします。あなたの心にかかる

とはありますか。生まれは旭川でも約50年住んでいる寿都は、あなたのふるさとでもあると思わなければなりません。ふるさと寿都への思いはどこにありますが。そのふるさとに核のごみは必要ですか。六ヶ所村の核燃料サイクル施設群を参考にするさとが住むことができなくなるようなことを想像できますか。核のごみを受け入れる、ふるさと寿都を想像できますか。普

通では核のごみは考えられない訳です。

さて、町長は、今まで「核のごみを持つてくる、受け入れるとは、言っていない」と答えています。しかし、核のごみ処分法（高レベル放射性廃棄物処分法）の解釈として、この法律に乗っ

てしまつたら途中下車ができなくなる。最後の処分場設置まで続いていつてしまう危険を孕んでいるということでありま

す。今まで町長は、「国を信じましょう」とか国への要求としてプロセス離脱の明文化について

も、今までと同じだから必要ないと言つてきました。町長自身が町民本意の立場に立つて法を考

える、いわゆる「法的根拠」というか、そうした考え方は示されていない訳でありま

す。いつも国の考えに同じであると答えています。この危険性とふるさとへの思いを重ねた際、町の代表者としての基本理念として、ふるさと寿都に住む人たちに危険性をもたらすような核のごみ処分法に、町の将来を託することは厳に避けなければならないと思

います。町長が「核のごみを受け入れる」とは言っ

ていない」ではなく「核のごみは受け入れない」とはつきり国にも町民にも約束をすべきだと思います。必要なのは国からいただく交付金ですと町民にはつきり述べ

るべきだと思います。寿都町の代表者として、国にこのような形でお金をせびることとは、恥ずかしいこと

です。ビジネスとしてお金が欲しいため、この核のごみ処分法の調査に申し込んだとはつきり述べるべきと思

います。ビジネスはお金と片岡町長は言いますが行政、即ち町民の幸せはビジネスでは語れない。物心両

面のいろいろな要素が揃つて、公共の福祉が成立し、町民の幸せにつながるもの

だと思います。町の将来に町民の生活に危険を冒してまで、核のごみの交付金を選ばなければならぬのか。その心情が解りませんか。町民に判断を委ねてこのことを問うべきだったのかも

しれません。また、それを

しておりません。ふるさとと核のごみ（交付金）。そして、寿都の未来への責任

について、町長にお聞きします。

●町長

それでは、越前谷議員の

質問にお答えいたします。

ふるさと寿都への思いと

電源立地地域対策交付金、そして寿都の未来への責任

についてでございますが、御質問にもありましたが、私は、「核のごみの施設を

持つてくる」とは、これまで言つたことはありませんし、今、処分場施設建設後の

寿都町を想像できるのかという質問に対しては、今後、皆さんと町の将来ビ

ジョンなど、いろいろな議論を重ねた中でまちづくりを進めていかなければなら

ないと考えております。

特定放射性廃棄物処分事業は、文献調査から概要調査、精密調査、そして最終処分施設建設というプロセスを踏むこととされ、概要調査地区等の所在地を定め

ようとするときは、所在地を管轄する知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならぬとされております。



また、本町では、概要調査前と精密調査前に住民投票により町民の皆様の意思を確認させていただくこととしておりますので、それぞれの段階で皆さんに判断していただけるよう、今後、地層処分事業について、学んでいただく機会が必要と

考えているところであります。

私は、10年先、20年先のまちの方向性について、地域の特性や、地域資源を有効に活用したまちづくりを基本理念に据え、風力発電などから生まれる収益を様々な振興施策や住民生活の向上に役立てていきたいと考えております。

社会情勢を踏まえた、その時々

の国

の施策や財源的に有利な事業などを活用し、必要な財源を確保した中で、地域に利益をもたらすことができるよう、まちづくりを進めていくため、電源立地地域対策交付金につきましても、福祉、教育、産業振興など様々な事業に有効的に活用することはもちろん、新たな財源確保も含めて将来的に安定した財政運営が図れるよう努めてまいります。

また、御質問の中にもございまして、青森県六ヶ所村の核燃料サイクル施設をはじめ、宗谷管内幌延町の深地層研究センターでの視察研修等も現地の現状などを学ぶ機会として、今後進めてまいりたいと考えておりますので、日程等が決まりましたら御案内させていただきます。

■再質問

今、寿都町は、核のごみに揺れ町民の心は分断されています。その原因を作ったのは町長自身です。そのことを町長お考えいただきたい。核のごみに基づく交付金があるか、いろいろなかは、町民の意見も分かれるところだと思います。財政上、収入財源として考えた場合、1点目として、核のごみはいらないし、国の交付金なしでも、何とかやりくりして町政を行ってほしいという考え方。

2点目として、核のごみは受ける。一時的でも国の交付金で楽な生活、町政を進めてほしいという考え方。3点目に、核のごみはいらないが寿都町として恥づかしいと言われても、逃げ得と言われても、お金、交

付金がほしいので国に本心ではないにしても調査に手を挙げてほしいという考え方。これは、国の税金の使われ方、それにも問題があると思います。3点それぞれ意見の分かれるところであり、もしかしたら、先ほど来の町長のお話を聴いておきますと、3点目の法の合間を狙った交付金を得ようと、そういった考え方をしているのかもしれない。本来は、文献調査に応募する前に町民の意向を酌むべきでありました。

なぜ、町民から請求された住民投票を受け入れなかったのか。それが最初であつたと思います。核のごみを受け入れるかどうかの文献調査は、町民の判断に委ねるべきであつたと思います。町民から求められた住民投票はやりない。また、それに従う議会のあり方にも問題がありますが、しかし、事ここに至っては、町民の皆さんは10月に行われる予定の町長選挙により、この判断をしなければなりません。核のごみを受け入れる道を選ぶか、選ばないかは、小西議長が言っておられる町長の執行権だけで決めて良いのでしょうか。私は、町長に

問いたい。町民が提案した住民投票条例案は認めない。核のごみを寿都町に持ち込ませない条例案も否決という現況の中で、町長の行っている町政は、執行権の乱用といえるのではないのでしょうか。全国の限界集落といわれる町村、財政面でやりくりが大変でも知恵を出し合い町民とともに困難なときを乗り越えている町村がいくつもあります。近隣町村、互いに助け合つて良いまちづくりをしていくべきではないですか。核のごみによる地下を掘る前に寿都の魅力を掘り下げましょう。交付金の選択と執行権の問題、この点について町長の考えをお聞きします。

●町長

町の皆さんの心が分断しているという、何回も今まで一般質問の中でお答えしておりますけれども、まず私は、皆さんにこの原発が良い悪いは別問題として原発の道を選んだ日本、その中で核のごみが確実に出てくるということは、皆さん御承知のことと思います。この核のごみは、何とかせんとならない。国際ルールの中でも国内で処理をしな

きやならない。そういう中で、まず核のごみとは何ぞやという、まず基本的な知識というものは、国民全体で私は学ぶ、知ること国民の議論に持つていくべきだ。確かに国の責任一番だと思えます。これを何十年も先送りしてきた国の責任は、私は非常に大きいものがあるというふうに思います。ただ、それを言っていて、ずっとこの状態が続けば、今まで50年過ぎた。このままいくと100年このままぶん投げられるような状況になるんじゃないか。

そういう中ですね、エネルギー勉強会の中でいろいろなことを学んだ中で、私は、私の思いとして国に対しても一石を投じる、国民全体に対しても一石を投じる、ここですっかり皆さん議論しましょうよ。ですから最初から私は、核のごみを持つてくるなんて一回も言っていない。議論しましょう。ですから知識がない中で住民投票するっていうことは、これは中々理解できる話でもありませんし、しっかりと学んだ中で前に行くべきか、どうするべきか、その中で、私は、その後、住民投票条例を提案

させていただきました。そういう中で、今、実際に文献調査が始まった中でいろいろな知識を皆さんと共有しながら、これからの寿都町どうあるべきか、議論をしていきたいというふうに思います。

また、六ヶ所村の関係についてそんなに不安な核燃料サイクルで、住めないんであれば六ヶ所村の人口は今1万人います。これも国の政策の中です。中間貯蔵という処理を今している中で、私は、六ヶ所村の村民も長い歴史の中で相当の議論の中で、現在があるのかなと。六ヶ所村にこのまま経過しちゃうと六ヶ所村の皆さんにも大変失礼な話だし、しっかりとこれを議論するというのが、私は、日本国民としての礼儀だと私は思っております。

ですから執行権の乱用というところじゃありません。ですから私は、執行権の乱用をしたという思いもございませんし、これは民主的に皆さんと議論しながら寿都町としての町民と皆さんと結論を出していきたいという時間、これからそういう時間を大事に使わしていただきたいというふうに思います。

■再々質問

町長は、先ほど来からなんか一石を投じると言っておられますが。寿都町が、なぜ、一石を投じなきゃならないのか、この点は、本当に最初から疑問であります。そうであれば、なぜ、町民の皆さんに委ねなかつたんですか、その判断を。それが最初だと思えます。それを何回も私は言っている訳です。ところで、今から20年前、片岡町長が町長選挙に立つたときの公約を思い出していただきたい。町長、これ御存知ですね。一番最初の選挙の後援会のしおりです。いろいろな公約はありました。だがその中の一つ寿の都の住民本意のまちづくりを目指します。ここにあります。と

町民に訴えていたはずですが。町長、忘れてしまったんでしょ。今、町長が行っている町政はあなたのキャッチスローガンである、みんなでつくろう寿の都に当てはまらないのではないですか。それだけお聞きしたいと思えます。

●町長

20年前の私は、今でも基本方針は、みんなで作ろう

う寿の都で変わっておりませんし、住民本意のまちづくりという基本線は変えるつもりもありませんし、今、現在もそういう理念の基で進めさせていただいている。先ほどもお話ししましたけれども、核のごみについてこの言葉だけでもう皆さん恐怖、冗談じゃない、いらないという。

基本的に変わっておりませんし、これら住民皆さんに親切にこれを提供することによって判断すること。これは、私は曲げるつもりもございませんし、これが一番民主的なやり方だと、今でも恥じることなく、これは訴えていきたいと思っております。

■越前谷議員

私は、町長への質問は終わりました。ただ、町長へ話だけさせていただいて終わります。最後に町長へ、安心安全、みんな平穏に暮らせるまち、貧しくてもみんな助け合って老後のゆつたりのまち、無理せず欲張らず、心の賢さを目指すまち、まわりの町村に迷惑をかけないまち、こんな豊かさを持つてまちづくりを考えるのが本当ではないのかなと思います。これを訴え、私の一般質問を終わります。

越前谷由樹 議員 行政 核のごみ受入れに係る産業団体への打診



■質問

新聞によれば、町長は3

年前（2018年4月）産業団体の異業種懇談会で文献調査応募によって多額の

交付金を得る考えを示したとありますが、議員には、そんな経緯があったことは述べてなく、また、先日、町広報に折り込まれた文面では、2019年4月から

始めたエネルギー勉強会で核のごみの最終処分について知ったとあります。町長は、3年も前に産業団体と話されていることから、エネルギー勉強会で知ったという時期が合いません。また、エネルギー勉強会は、日本のエネルギー全体（風力も含めて）これらについて勉強したのであって、核のごみの処分について話し合った訳ではなく、目的が違います。町長は、最初からこの核のごみをテーマに上げたかったため、エネルギー勉強会と称して我々議員を会議に参加させたのではないですか。

●町長

核のごみ受入れに係る産業団体への打診についてでございますが、私は、既存の文献やデータにより2017年に国が作成した科学的特性マップに本町が含まれていること、電源立地地域対策交付金が、国庫補助金のメニューの一つとの認識はあったものの、そ

の時点では、応募の検討はもちろん詳細な事業内容の把握などには至ってはおりませんでした。

そのような中、様々なエネルギーの活用と災害に強いまちづくりを目指し、第8次寿都町総合振興計画への反映を目的としたエネルギー勉強会により、我が国のエネルギー政策において特定放射性廃棄物処分事業、いわゆる核のごみの処分問題が解決しなければならぬ重要な課題となつていくことを知り、あわせて処分事業で得られる知見がまちの地盤の安全性確認に役立つこと、調査に伴う交付金が地域の振興発展に大きく寄与することなどに着目し、議論に至ったところでございますので御理解いただきたいと思います。

■再質問

エネルギー勉強会については、この核のごみ高レベル放射性廃棄物をテーマに挙げたことから、議員に会議に参加させたのではないですか。そう疑っても仕方ないでしょう。議員に話す1年も前に交付金を得たいがために話を持ち出した。そして、それは胆振東部地震を引き合いに地盤調

査という名目で交付金をいただくため、核のごみ地層処分事業の調査の活用と説明した。私たち議員にも当初は地震に伴う地盤調査と活用したいことは言っておりましたが、町長のこういった考えの姿勢を聞いたです。

●町長

エネルギー勉強会の関係については、皆さんの御承知のとおり寿都町は風力発電で助けられたんじゃないでしょうか。いろいろな、今、国のエネルギー政策の中で、風力発電だけじゃなくていろいろなエネルギーがある。省エネも一つのこれも勉強会の中で学びました。洋上風力の話も学びました。その中で自分が直接投資できるもの、また、大企業にそれをお願いして誘致をして実際に行うもの、いろいろなエネルギー政策が、あの中で私は学ぶことができました。その一つの環として核のごみということも学んだ中で先ほど冒頭お話ししたように私はこれは一石を投じる。大事だということ、投じさせていた

いただいたということで御理解

願いたいと思います。

■再々質問

町長、あなたの言葉にはなんか裏があります。産業団体の懇談会の話かけから始まって、国の交付金を得たいがため根回しを使つたんですが、上手いかなかったです。それでエネルギー勉強会を通して産業団体や議会に話しかけて最終的に核のごみ処分法の文献調査に手を挙げた、国へ申し込んだ、これが真相ではないですか。町民がいないがしろにされております。そのとき町民がどう思うか考えなかったのですか。

●町長

裏があるんじゃないかと、全く裏はございません。この寿都には風力でこれも風車も最初1億2千万の利益がフィット法の改正で3億5千万に化けた。これは非常にラッキーなことだ。ふるさと納税も水産加工業の努力、このリピーターの中で2億からスタートしたふるさと納税が今まで最高で昨年が14億6千万、ここ数年ずつと10億を超えてる。

それが仮にいろいろな政策の中で、なくなつたらど

うするんだ、風車だつてこの3億がずっと永遠に続く訳でない。新たな利益を求めるとしたらいろいろなきやならん。チャレンジをしていかなきゃならん。そういう中での産業団体との議論の中でいろいろな話題提供があつて、やるやらないじゃなくって、こういう話もあるよと。そういう話題提供しただけであつてですね、そこで一部の人から

幸坂 順子 議員

行政 特定放射性廃棄物最終処分 選定の文献調査に応募して



■質問
特定放射性廃棄物最終処分地選定の文献調査に応募して、として3点の質問をいたします。

まず、1点目は、深まる分断。今一度立ち止まり町民と共に考えることはできないのでしょうかという質問です。

昨年8月13日の衝撃的な新聞報道から10か月が過ぎました。町民の切なる願いは、あの日から核のごみ問題で気持ちの晴れることがない。できるものなら元の

それはあまり賛成できる交付金じゃないね、そういう御指摘を受けたことも事実でありますけれども。それは流れの中でそういうことがあつたということで、裏もなんもあつた訳ではない。そういうことで御理解願いたいと思います。

静かな寿都に戻りたい。そういう声がたくさん上がっております。

当初、町長は、賛否が微妙な場合は文献調査に応募しないと発言していましたが、いつの間にか肌感覚という町長だけに分かる感覚で賛成が多いと決めてしまいました。しかし、議会は9名の議員のうち議長を除いて賛否は4対4、産業団体は5団体のうち2団体が反対を表明していました。町民の賛否は、住民投票が行われていませぬので分りません。町長が文献調査の

応募を急いだのは、「賛成、反対両派の住民間の対立を防ぐためだった」と当時の新聞記事で読みました。果たして対立は防げたのでしょうか。私は、分断が更に深まっていると思います。この状況を変えられるのは、町長の決断にかかっています。今一度、立ち止まり、町民と共に考えることはできないのでしょうか。

2点目です。

対話の場合、NUMOとの共催に疑問、ということでも質問いたします。4月14日に行われた第1回の対話の場で、対話の場の主催はどこのかという問いに、1回目は町で、2回目からNUMOが行うという回答でしたが、先月の末にいただいた修正案では、「寿都町が設置し、NUMOと共同で運営する」となっていました。

NUMOは特定放射性廃棄物を地層処分することが任務です。しかし、町長は住民説明会で「核のごみを持つてくる訳ではない」とどの会場でも繰り返し説明をして町民の理解を得ようとしていました。実際に、賛成派には「核のごみは来ない、調査でお金をもらう

だけ」と言う人が多くいます。町長を信じて、文献調査に賛成している人たちにどのような説明をおつもりですか。

次、3点目です。

TRUという低レベル放射性廃棄物についての町長の見解を伺います。

3月に行った一般質問で、TRUについて取り上げましたが、町長は「TRUの説明はNUMOから受けていないので論外だ」とおっしゃっていました。その後、NUMOに問い合わせたのでしょうか。NUMOの説明とそれに対する町長の見解をお聞きします。

●町長

幸坂議員の質問にお答えいたします。

御質問につきましては、関連がございますのでまとめてお答えいたします。

文献調査の応募に当たっては、平成31年4月からスタートしたエネルギー政策勉強会をはじめ、住民説明会、議会全員協議会、産業団体向け説明会などによる議論を経て、昨年10月8日開催の全員協議会の結果として、過半数の議員から町長としての執行権と政治的

たいと考えております。

■再質問

まず、1点目の方の放射性廃棄物の方の問題についてですけども。この文献調査を受ける、受けないの問題が始まりましてから町長と一致できない点があります。それは、勉強が必要です。それは、勉強もおつしやいます。私たちも勉強をしなければならぬと言っております。でも、町長の勉強は文献調査を受けるところから始まる勉強なんです。私たちは、文献調査を受ける前に文献調査を受けるっていうことがどういうところに繋がるのかというそういう勉強を、まず、するべきだというふうにずっと主張しております。その点、今日の回答でも、また、その辺が町長と違う点だなというふうに改めて思い知らされております。今回の文献調査の応募については、住民説明会の中でも今まで町長の応援団だった人たちの中から町長思いとどまってくれという言葉が多く上がっていました。議員9名中4名が反対し、産業団体5団体中2団体は反対したことも町長にとっては大きな誤算だつ

●町長
今、この議論は最初から中々思いが詰まらないっていいですかね、入口論からの違いありまして、何度もお話ししますけども、やはりこの50年ものつけをですね、やっぱりどこかで早く手を打たないといけないな

すれば寿都がモデル的な議論を進めることによって、これが全国に拡がって、その中でこの核のごみについてのは、本当に大変な処理のことですから、これを皆さんが共有した中で具体的にどう進めていくべきなのか。こういう、ただ、入口で反対、賛成ということと時間を費やすんじゃないくて、しっかりとここを国民的な議論で進めたいという、その一心で、私は、文献調査に応募したということを改めて御理解を願いたいと思います。

後、過去からこの越前谷議員の質問と同じような内容でありますけど、あくまでも私は、いつも、このまちのためにどういう有利な金を国から頂戴するか、利用するか、この一点にいつも的を絞っているいろいろな情

今、この議論は最初から中々思いが詰まらないといひますかね、入口論からの違いありまして、何度もお話ししますけども、やはりこの50年ものつけをですね、やっぱりどこかで早く手を打たないといけないなということ、私の思いとすれば寿都がモデル的な議論を進めることによって、これが全国に拡がって、その中でこの核のごみについてのは、本当に大変な処理のことですから、これを皆さんが共有した中で具体的にどう進めていくべきなのにか。こういう、ただ、入口論で反対、賛成ということ、時間を費やすんじゃないくて、しっかりとここを国民的な議論で進めたいという、その一心で、私は、文献調査に応募したということを改めて御理解を願いたいと思います。

後、過去からこの越前谷議員の質問と同じような内容でありますけど、あくまでも私は、いつも、このまののためにどういう有利な金を国から頂戴するか、利用するか、この一点にいつも的を絞っているいろいろな情

報集めている中で、たまたまこの核のごみの文献調査の交付金についてののを知りました。非常にいいなという単なる話題提供で、異業種交流会の中で出しただけの話で、決してそこで具体的話はした覚えもございませんし、その異業種交流会の話がどういうふうに町民に伝わったかは知りませんが、決してそういうつもりでお話したということではないということも、改めて御承知おきを願いたいというふうに思います。

また、TRUの関係については、非常に幸坂議員がおっしゃるとおり難しい一つの処理の問題として、我々、素人が中々判断できる話でもございませんので、しっかり専門家、研究者の中で研究され議論され適切な処理をしていただきたいというふうに思うところであります。

■再々質問

本当に町長と核の問題を話して、いつもやはり出てくるのが一石を投じたというところ、全国でこの核のごみをね、何とかするって話題を共有したいという町長の思いはいつもこう聴い

ております。でも町長これね、全国で共有なんてねできてないんですよ。今の構図は、やっぱり過疎のまちに財政の大変なまちに国が巨大な交付金、巨額な交付金を投入して、それで、そこに最終処分場を造るって

いう、今まで原発で起こったことと同じ構図がここにあるんですよ、それで全国でじゃあ原発に議論されているかといったら、そんなことありません。ここ後志とか周り町村では、本当に自分たちに及ぶ問題なので、すごい一生懸命関心を持って討議もしていただいておりますけれども、町長が思うほど全国的なそういう視点で話し合われているっていうことではないっていうことを、まず一つ私は言いたいと思います。それと核ごみがあるんだからね、処分しなくちゃいけないっていう町長いつもおっしゃいます。でも私はね、これは町長と一致しています。これは、やはり出してしまったんです。私たち原発に反対しましたけれども、もう稼働されて核のごみは出てきておりますので、それはやっぱり何とか処分していかなくちゃいけないと思っております。た

だ、町長と一致できないのが処分の方法なんです。今、地層処分の安全性について、原子力委員会が日本学術会議に意見を求めました。2012年にそれが回答が出てますけれども、福島事故の後ですね。日本学術会議が言っているのは、地層処分するっていうことは科学的な知見の限界

があると言っております。科学的に安全とは言えないという見解を出しているんです。後、何点か出しておりますけど。こういうことでね、やっぱり専門家が、今、安全とは言えない。それと合わせて出しているのが、やっぱり地上での暫定保管ということも出しております。ある程度地上で暫定保管をしていきながら線量を減らして、そして、更になんていうのかな処分の技術も進んでいくので、そのときに更に安全に処分するっていうことをね、学術会議では、提言している訳ですね。

今、オリンピックについて、もうそんなんですけど、開催について政府分科会の尾身会長はですね、今の状況でやるのは、普通はないと言っています。ただやることになったのかな、今日の新聞見たら、ということ

で、国のやることについてのはね、どちらかね、科学的視点も抜けているんですよ、自分たちのやりたいように。科学的にどうであろうと、いや、こうやりたいんだということを強引に進めていくと。それに財政もどんどん投入する、そういう今の国のやり方に対して、私は、本当にこれ

●町長

専門家の中でも意見分かれていて、承知しておりますし、ただ、これは世界的に地層処分をしようという、これも世界的なルールの中で定めて実際に進んでいるところもある。ですから私は、やはり諸外国含めてですね、この専門家の方々が情報をしっかりと共有しながら、ここが正しいからといって日本が合うのかどうか、いろいろな知見もあろうかと思うんですけども、ここはしっかりと情報開示をしながら専門家の中で、しっかり方向性を私は出していただきたい。その中で全国的に本当に安

全なところがあるのか、ないのか、これも全国的な共有、考え方を共有して、日本全体でこの問題を皆でしっかりと考えよう。そういうムード作りも、これは与野党抜きにして、私は、政治家の責任じゃないかなというふうに考えておりますので、そこら辺も国に要請をしたい。私は、この声を上げて中々国会議員の先生方も新聞、テレビ報道で

幸坂 順子 議員

行政 町営住宅入居者の減少について、その対策は



町営住宅入居者の減少について、その対策について伺います。

寿都ではここ数年、国の交付金を利用し、空き家を再生して子育て住宅や定住促進住宅として活用しています。その取り組みに私も賛成してきました。しかし、住宅を回ってみると空き室が多いことに驚きました。話を伺うと、料金が

高いので「ほかの住宅に移った」「入居を諦めた」「ほかに移りたい」という声が聞かれます。

は、ほとんど声は上がってない。ということは、知事も上げられない。そうすると市町村長も上げられない。やはり私は、このリーダーは国会の先生。そこから知事、市町村、そういう流れで、このことについて政治決戦じゃなくて、しっかりと真面目にこれを取り組もうという姿勢が、私は臨みたいというふうに思います。

黒松内では若者向けには補助があると聞きました。子育て世帯や若者に補助を出すなどの対策が必要ではないでしょうか。

●町長

町営住宅入居者の減少についての御質問であります。本町では、空き家を活用し、子育て世帯の住宅費の負担軽減を図るための子育て支援住宅や移住者等が生活の場として利用できる定住促進住宅を国の交付金を活用して整備することにより料金設定に反映させ、入居者の負担軽減を図って

います。

■再質問

町営住宅の点ですけど、前回、私がちよつと質問したことで町の方でもいろいろと対応をね、考えてくださったというところで感謝したいと思います。本当に汐見団地は古い団地で、もう行ってもなんか、ここに住んでの気の毒だなと思うようなところに皆さん住んでるんですけど、やっぱりいいところに移れば、また、それなりの住宅料がかかるということでは、さういう人たちにも負担が増えないでね、住居を変えることができるというのなら、本当にこれは嬉しい話だと思います。そして、今、町長がおっしゃった負担軽減のために子育て住宅とか定住促進住宅を造ったんですけれども、今回4月にその内の一軒がですね、公募されずに入居が決まっています。子育てしている人であそこに入りたい、公募したら申し込みと言っている人がいたんですけど、そのために応募もできなくて大変残念がっております。そういうことは、ちよつとやっぱりこれからね、

きております。一方、町営住宅については、一般的な町営住宅と特定公共賃貸住宅を管理しており、一般的な町営住宅は一定の基準より所得の高い世帯については、入居できないことや子育て住宅への移転により空きが出てくる状態であります。町営住宅の空き室解消対策については、令和2年第4回定例会に提案した議案に関連し、御質問があり検討段階である旨を答弁させていただいているところでありますが、来年度、一定の基準より所得が高い世帯でも入居でき、また、既に町営住宅入居者で高額世帯についても引き続き入居していただけるよう特定公共賃貸住宅の料金見直しを含め、みなし特公賃制度を導入させていただき、入居者の負担軽減を図ってまいりたいと存じます。

また、取壊し計画のある汐見団地入居者については、空いている町営住宅や高齢者住宅等に移転していただく方向で検討しておりますが、移転に伴い入居者負担増とならないよう今年度中に条例改正を行い、早期に移転していただける対策を講じるなど町営住宅の適正な管理運営に努めてま

ちよつと考えていたのかなきやいけないかなと思っております。学校関係者が入ったといわれてますけど、町のものではないんですけど、高校の教員住宅っていうのは結構空いているんですよ。あいうところ道と提携して道と話し合いして提供するという方法もありかなと思っておりますけれども、いかがですか。

●町長
住宅の関係についてはで

川地 正人 議員 防疫 新型コロナウイルス 感染症について



■質問

新型コロナウイルスの感染拡大が続き緊急事態宣言が延長される中、町民待望のワクチン接種が始まっています。現時点では、65歳以上の高齢者への接種が進み職域接種の奨励など、町の迅速な対応と医療関係者に敬意を表し、質問に入らせていただきます。

1点目、現時点での接種の状況と問題点、今後の見通しについて、2点目緊急事態宣言が延長され、まち

すね、担当の方から緊急事態として、あそこを提供せざるを得なかったということ、そこに応募の時間もなかったということ、これからはですね、しっかりと公募をしながらルールどおりに進めさせていただきたい。この緊急事態ということについても、御理解願いたいというふうに思います。決して忖度してやったということはございませんのでよろしくお願いしたいと思います。

の公共施設の閉鎖を含め地域経済が疲弊されている現状ですが、打撃を受けた経済をいち早く立て直す方策をお考えになつていらっしゃるのか。

●町長

川地議員の質問にお答えいたします。

謝を申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、北海道において緊急事態宣言が5月14日に出され、5月16日から6月20日までの期間、不要不急な外出自粛などの対策が取られ、徐々に感染者数も減少傾向となっているところであります。

本町においては、現在、感染者は発生していませんが、感染予防対策としてのワクチン接種を、計画的に取り組んでおり、4月30日にワクチンが入荷してから、医療従事者を先行接種とし、その後に福祉施設入所者及び関係者を5月12日から、65歳以上の高齢者については5月15日から接種を開始しております。

6月13日が高齢者の2回目の集団接種も終了し、本日現在で65歳以上の対象者は1千202名中、1回目終了者は1千114名、2回目終了者は1千51名で約87パーセントの接種率となっております。

当初から、町民の方が不安を抱かず、如何にスムーズに接種が行えるかを念頭に置き、集団接種実施の際には、事前に2回のシミュレーションを行うなど、住民の方が安心して接種でき

る体制を確認してまいりました。また、他の市町村と異なり、電話予約を行わず、日時を指定させていただくとともに、バス送迎の体制を整えましたので、特に問題点や混乱もなく実施できており、接種を受けられた方からも感謝の声が寄せられているところであります。

なお、65歳未満の方への接種については、まずは学校・保育園・児童施設関係者を優先とし、職域・事業所単位及び一般の方は年齢順とし複合的に日時を設定し、6月14日から寿都診療所で開始、2回目終了は7月末を予定しており、小中高校生への接種についても計画的に御案内していく運びとなっております。

2点目の新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済の立直し方策について、昨年度、地域応援券の発行を皮切りに、商工業全



般及び消費者支援と消費拡大を図ってまいりました。内容としては、昨年4月と本年2月に発行した地域応援券は、特に影響が大きい飲食店の支援に重点を置き、町民一人5千円を発行、一般商店を含め合計で2千837万6千円利用され、その内、飲食店での利用は1千767万9千円となっております。

また、プレミアム商品券の発行につきましては、6月と10月にプレミアム率40パーセントで、総発行額は1億6千595万6千円に上り、100パーセントの利用率でありました。

町内商工業者継続支援では、商工会加盟事業者全ての業種に対し、売上減少の割合に応じ支援し、支援額は2千55万円、風太ポイント5倍セール支援では、6月から12月にかけて計26回セールを実施し、ポイントの上乗せに係る支援額は687万4千円であります。こうした対策により、売上の回復と町民の地元での購買増による消費向上が図られ、商工業者に必要な支援をすることができました。

観光においても影響は大きく、ゆべつのゆ及び道の駅において、集客数の減少

対策として、地域の魅力発信と交流人口の拡大を図る事業を応援し、計1千120万円を支援したところであります。

また、水産業では、消費者の外出自粛や飲食店の休業等による市場の低迷や魚価安などにより漁協の経営に甚大な影響があり、1千570万円を支援しております。

このように、昨年の経済対策につきましては、総額1億3千400万円の財政支援に上りましたが、関係する団体より支援要請を受け、現場の声を尊重しながら実施してまいりました。支援を受けた関係者からは、町が経済対策に全力を挙げていることに感謝の声をいただいております、この支援がなければ、さらに事態は深刻であったと伺っております。

本年度の経済対策につきましましては、昨年度実施の効果を踏まえ、この度の補正予算に総額7千300万円を計上いたしました。地域応援券の発行や町内商工業者及び観光拠点施設応援補助に漁業者継続支援を加え、より必要な支援を早急に行い、打撃を受けた本町の経済危機を乗り切りつてまい

りたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、地域の魅力を高め、産業振興関連での需要の回復や地域経済活性化に向けた対策を関係機関と連携し講じてまいります。新型コロナウイルス感染症の長期化により、更なる支援を想定する必要があると捉えているところであります。

■再質問

65歳以上の接種率87パーセントということなんですけど、ワクチン接種できなかった人の理由と今後について伺います。

●町民課長（保健福祉）

今現在で87パーセントということでお答えをいたしました。今後、体調を崩された後、回復したので接種をされたいという方も数名いらつしやいますので、町外に入院されている方、

施設に入っている方を含めますと9割以上となっております。1回目の接種の後、接種に來られなかった方、お一人、お一人、お電話をおかけして、接種の希望があるかどうかの確認をいたしました。そんな中では、やはりワクチンに対するちよつと不安があるというところで接種を希望されない方もいらつしやいましたし、元々アレルギーを持っているのでちよつと今回はパスしたい。以前周りの状況を見ながら接種をされたという方もいらつしやいましたので、今後、来年の2月28日までが接種の期間となっておりますので、その中で希望される方がおりましたら、随時受け付けるという形を取りたいというふうに思っております。

■川地議員

はい、分かりました。ありがとうございます。

川地 正人 議員

行政 早期の住民との対話の実現を



■質問

昨年度のいわゆる核のご

みの問題が表面化してから町民のお一人、お一人が寿都町の現状と町の将来に強

い関心をお持ちになったと感じられます。今後のまちづくりに向けて年代別、地区別など広く町民の声を聴く必要があると考えます。が、町長の見解を伺います。

●町長

今後のまちづくりに向けた年代別、地区別など町民との対話についての御質問でございますが、対話の場では、将来に向けたまちづくりの観点を踏まえながら、地層処分事業に対する考え方や向き合い方を考えていただき、賛否に関わらず自由で率直な議論を深めていただくことを目的としており、この対話の場での議論を起点に、町内にも議論の場を広げてまいりたいと考えております。あわせて、今後、早い段階で、次代を担う若い世代の方々にも、地層処分事業について学んでいただき、将来のまちづくりに対して意見交換をしていただく機会をつくっていくとともに、地域の皆様には、住民説明会などを開催し、町の将来への思いや地層処分事業に関し、直接、皆さんからの御意見や考えをしつかり聞いた中で、これからのまちづくりに反映してまいりたい

と思います。

また、対話の場での議論内容などは、広く町民の皆様を知っていただく必要がございますので、広報誌に折り込みしているNUMO作成のチラシやNUMOのホームページにて公開するほか、地層処分事業についての疑問、お問い合わせなどはNUMO寿都交流センターを御利用いただくよう、今後、周知してまいりたいと考えております。

議会の傍聴はお気軽に

9月に定例議会が開かれます



傍聴の際は、新型コロナウイルス感染対策のため、手指消毒とマスク着用にご協力をお願いします。

日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)

令和3年 第2回臨時会

令和3年第2回臨時会は4月27日に招集され、会期を1日と定め、専決処分2件、条例改正1件を審議し、同日閉会しました。

《補正予算》

◆専決処分の承認を求めることについて（令和2年度寿都町一般会計補正予算「第11号」）……………承認

（賛成7：反対0）

予算総額に1千200万円を追加し、総額を66億1千840万3千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（ふるさと振興基金積立金の増額ほか）
1千200万円増

◆専決処分の承認を求めることについて（令和3年度寿都町一般会計補正予算「第1号」）……………承認

（賛成7：反対0）

予算総額に470万円を追加し、総額を55億1千170万円とするものです。

●補正の主なもの

・衛生費（葬斎場整備工事請負費）
470万円増

《条例の改正》

◆寿都町税条例等の一部を改正する条例……………原案可決

（賛成7：反対0）

地方税法等の改正に伴い、土地の負担調整や固定資産税特例の現行制度の継続及び住宅借入金特別控除の控除期間の延長などについて町税条例の一部を改正するものです。

令和3年 第3回臨時会

令和3年第3回臨時会は5月25日に招集され、会期を1日と定め、条例改正1件、単行議案1件を審議し、同日閉会しました。

《条例の改正》

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………原案可決

（賛成6：反対2）

地方税法施行令の改正に伴い、低所得者世帯に対する軽減判定基準を改正するとともに、北海道国民健康保険運営方針に沿って、標準税率を参考に税率を見直すものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入

が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免の特例について、昨年同様、令和3年度においても、引き続き減免が受けられるよう、所要の改正を行うものです。

《単行議案》

◆移住促進センター整備工事請負契約……………原案可決

（賛成6：反対2）

令和3年5月21日仮契約に付した、移住促進センター整備工事請負契約を締結するために議決したものです。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

1億4千773万円

・契約の相手方

佐竹・青木・川島

経常建設共同企業体

代表者

岩内郡岩内町字

清住7番地7

佐竹建設株式会社

代表取締役社長

佐竹 英敏

議会日誌

令和3年4月23日以降

4月

27日 令和3年第2回臨時会・全員協議会

5月

10日 後志総合開発期成会定期総会（ニセコ町・小西議長）

14日 国保運営協議会（小西議長）

25日 令和3年第3回臨時会・全員協議会

26日 例月出納検査（木村親志監査委員）

6月

11日 議会運営委員会（沢村委員長、木村眞男副委員長、越前谷委員、石澤委員、小西議長）

17日 令和3年第2回定例会・全員協議会

22日 例月出納検査（木村親志監査委員）

7月

6日 岩内・寿都地方消防組合議会 臨時会（岩内町・石澤副議長）

9日 産業常任委員会・所管事務調査（越前谷委員長、木村親志副委員長、沢村委員、幸坂委員、川地委員、石澤委員）

17日 寿都小運動会

18日 潮路小運動会